

たっち

立川市教育だより

●今号の主な内容
 2面 … 立川市の学校教育／一校一取組運動
 3面 … 情緒障害等通級指導学級の開設について／第一小学校等複合施設開設について
 4面 … 社会教育関係団体登録更新の手続きについて／図書館こども向けイベント情報／学校情報メール登録について

編集・発行／立川市教育委員会
 〒190-8666 立川市泉町1156-9
 ☎042(523)2111(市役所代表)
 立川市ホームページ
<http://www.city.tachikawa.lg.jp/>



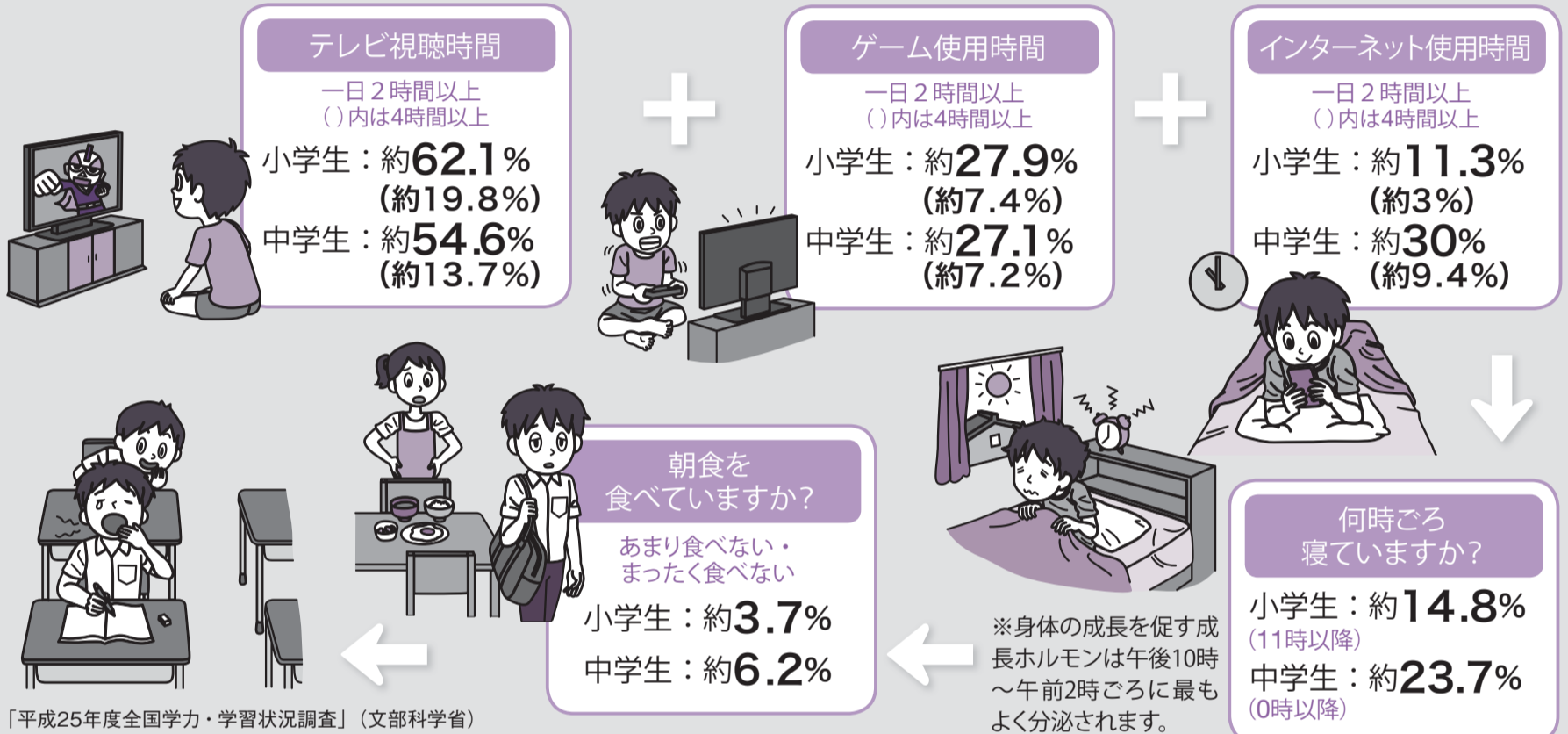
7.10
 第24号
 平成26年(2014年)
 年3回発行

たっちの発行は年3回となります。次号の発行は平成26年11月10日です。

足りていますか? 睡眠

朝からあくび!!

子どもの健やかな成長には、「正しい食事」「適度な運動」「正しい睡眠」のバランスが大切です。中でも睡眠は、子どもを取り巻く昨今の生活環境や生活習慣と密接に関係しています。お子様が健やかに成長するためには、どのようなことに気を付ければよいのか、ご家庭で話し合ってみてください。



「平成25年度全国学力・学習状況調査」(文部科学省)

睡眠不足が慢性化するとこのようなことにつながる心配があります。

食欲不振 注意力低下 肥満危険因子 心と体の成長への悪影響

子どもの「安全・安心」を守り、「健全な成長」を支えるのは、大人の使命です!

立川市子どものいじめ防止条例が公布されました

「立川市子どものいじめ防止条例」は、平成26年5月30日に公布され、市民の皆さまへの周知や具体的な実践に向けた環境整備等を経て、平成26年10月の施行を予定しています。この条例は、市や学校の責務はもとより、下記のような役割分担のもと保護者・市民・事業者の皆さまとの連携による、いじめ防止の取り組み方針を示しています。ご理解とご協力をお願いします。※くわしくは、市のホームページをご覧ください。

目的

- この条例は
- ① 子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定める。
 - ② 市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにする。

基本理念

- 学校、保護者、市民及び事業者等は
- ① いじめが全ての子どもに関する問題であると認識する。
 - ② 子どもが安心して生活し、及び学ぶことができる環境を整える。
 - ③ 一人ひとりの尊厳を大切にす。
 - ④ 責務及び役割を明確にする。
 - ⑤ 主体的に連携し、いじめの防止に取り組む。

保護者の役割

- 保護者は
- ① 子どもの成長及び発達に応じて適切な支援を行う。
 - ② 子どもの心情を理解し、子どもが安心して過ごせるよう努める。
 - ③ いじめは許されない行為であることを理解させるよう努める。
 - ④ 市、学校のいじめ防止等に関する取組に協力するよう努める。

市民及び事業者等の役割

- 市民及び事業者等は
- ① 地域において子どもに対する見守り等を行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。
 - ② いじめを発見した場合は、市、学校又は関係機関等に情報を提供するよう努める。